

令和7年第1回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年1月10日(金) 午前9時30分
2 開催場所 那珂市役所 5階 501～503会議室
3 議案 別添のとおり
4 出席委員

1番	水野 一男	2番	檜山 眞弓	3番	青山 政弘
4番	飯田 士朗	5番	大曾根 栄	6番	鈴木 久夫
8番	福田 和一	9番	宮田 幸男	10番	石崎 甲一
11番	佐川 茂	13番	内田 和幸	14番	海野 浩行
15番	綿引 桂太	16番	大森 龍一	18番	鈴木 洋
19番	根本 衛				

- 5 欠席委員
7番 助川 操 12番 峯島 勝則 17番 會澤 留美
- 6 議事録署名人 4番 飯田 士朗 委員
5番 大曾根 栄 委員

議長 ただ今より、令和7年第1回農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は16名です。委員の過半が出席でございますので、本委員会は成立いたします。

議事録署名人は 4番 飯田 士朗 委員
5番 大曾根 栄 委員
のお二人をお願いいたします。

議長 それでは、議案の審議に入ります。
本日の議案は、議案第1号から第3号まで、一括上程いたします。

議長 議案第1号は、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてです。これは、当委員会で可否の決定をするものです。
事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第1号の説明)

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと思料いたしました。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました 16 件について、議席番号 15 番 綿引 桂太 委員が、自己に関する案件であることから、那珂市農業委員会会議規則第 11 条により議事に参与することができませんので、一時退席をお願いします。

（ 関係委員退席 ）

議 長 　それでは、まず退席委員該当案件についてのみご意見をお伺いします。

（ 異議なし ）

議 長 　退席委員該当案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議 長 　挙手全員でございますので、退席委員該当案件については許可することで決定します。

（ 退席委員着席 ）

議 長 　続きまして、他の案件についてご意見をお伺いします。

6 番 　5 番～11 番ですが、譲渡し理由に「農地中間管理機構の特例事業の用に供するため」とあるが、具体的に説明をお願いします。

事務局 　通常、農地中間管理機構は農地の貸し借りの仲介を行っておりますが、特例として農地の売買の仲介も行ってあります。特例事業により税金の控除が受けられたり、登記申請をしてもらえる等の利点があります。

6 番 　特例事業は、基盤整備に絡む場合のみに適応になるのですか。

事務局 　資料を確認すると、基盤整備に限るというようなことは書かれていませんので、売りたい方と買いたい方がそろっていれば、利用できると思います。ただし、手数料はかかります。

議 長 　この件について、ほかにご意見はございませんか。

4 番 16番と17番は茨城町の方ですが、営農計画はどうなっていますか。

事務局 申請書には、畑はトウモロコシとサツマイモ、田は水稲となっております。

16番 13番ですが、耕作面積が0で譲受理由が規模拡大となっているが、これから農業を始めるのですか。

事務局 現在は相対で耕作しています。今回売買により自分のものにして耕作したいというものですので「規模拡大のため」としましたが、議案書の譲受理由を「営農を始めるため」と訂正したいと思います。

議長 13番の譲受理由を「営農を始めるため」と訂正願います。

14番 16番と17番ですが、5人で50aを営んでいますが、内容を教えてください。

事務局 牛を90頭飼っています。肥育牛業です。

議長 ほかにご意見はございませんか。

(異議なし)

議長 意見がないようですので、その他の件について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第1号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議長 議案第2号は、農地法第4条の規定による農地転用の許可についてです。今回の案件については、すべて30アール未満のため、当委員会で可否の決定をするものです。

事務局の説明を求めます。

(議案第2号の説明)

議 長 　ただ今、説明のありました3件について、ご意見をお伺いします。

議 長 　ご質問がないようですので、議案第2号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議 長 　挙手全員ですので、議案第2号について、すべて許可と決定いたします。

議 長 　議案第3号は、農地法第5条の規定による転用を伴う権利の設定、移転の許可についてです。今回の案件につきましては、すべて30アール未満のため、当委員会で可否の決定を行います。
事務局の説明を求めます。

（ 議案第3号の説明 ）

議 長 　ただ今、説明のありました33件について、ご意見をお伺いします。

3 番 　太陽光発電ですが、10年後20年後には使えなくなると思うが、残った施設がどうになってしまうのか大変心配しています。

事務局 　特に確認はしておりません。今後は申請時に、老朽化した施設に対しどのように備えているか確認します。

14番 　5番と7番ですが、会社の住所が同じだが会社名が違っているのには何か理由はあるのか。

事務局 　会社の都合だと思います。確認します。

6 番 　14番～18番ですが、譲受人の業務内容、従業員数、会社の場所を教えてください。

事務局 　給排水設備製造業です。ステンレス製の受水槽を作っています。工場の場所ですが、地図の申請地の北側にあり、隣接しています。本社は岐阜県にあり従業員は673人です。工場の人数は分かりません。駐車台数は既設分が85台と97台、今回が56台分を見込んでいます。

6 番 　工業団地内に空き地はないのですか。

事務局 工業団地に1か所残っていましたが、完売しました。

18番 既設の駐車場はどこにありますか。

事務局 今回申請地の右隣りです。

6番 29番から33番ですが、どなたの告別式で参列者はどのくらいの人数を想定していますか。

事務局 先代の住職の通夜と告別式の臨時駐車場です。想定される参列者は1000人、必要な駐車台数が750台、現在ある駐車場で500台、臨時駐車場で250台分を確保するための申請です。

議長 ほかにご意見がなければ議案第3号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第3号について、すべて許可と決定いたします。

議長 報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の届出の専決処分について、11件ありました。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、1件ありました。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、6件ありました。

報告第4号 制限除外の農地の移動届について、1件ありました。

報告第5号 非農地証明について、5件ありました。

この件につきましては、担当委員より状況報告をいただきたいと思えます。

最初に門部地区担当の議席番号15番の 綿引桂太 委員より状況報告をお願いします。

(担当委員の報告)

議長 続いて、堤地区担当の議席番号16番の 大森龍一 委員より状況報告をお願いします。

(担当委員の報告)

議長 　ただ今、担当委員から状況報告がありました、この件についてご意見を伺います。

6 番 　今回の申請は所有者が行ったのか。それとも地区の委員が進めたものでしょうか。

事務局 　非農地証明願いは所有者からの申請です。

6 番 　非農地証明の相談はどのくらいありますか。

事務局 　昨年度の非農地証明願いは2～3件ありました。

6 番 　額田地区の谷津田は水田として使えない所がたくさんあります。全体としてどうしていくのか考える必要があると思います。

事務局 　農地パトロールをする中で、緑と赤があります。赤が非農地になります。農地パトロールで発見してまだ非農地判断をして議決をしていないものがたくさんありますが、今年度と来年度で非農地判断をしたいと考えております。今年度は農用地区域内の非農地判断を行いますので、2月の総会の議案とする予定です。来年度は農用地区域以外の非農地判断をしていきます。

議長 　以上で、本日の議案は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和7年第1回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 　10時25分